

# 仕 様 書

1 件 名 印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場で使用する電力  
(複数単価契約)

2 履行場所 千葉市美浜区豊砂7番地  
印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場

3 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## 4 仕 様

### (1) 電気方式等

|              |               |
|--------------|---------------|
| ア 供給電気方式     | 交流3相3線式       |
| イ 供給電圧(標準電圧) | 60,000ボルト     |
| ウ 計量電圧(標準電圧) | 60,000ボルト     |
| エ 標準周波数      | 50ヘルツ         |
| オ 受電方式       | 常時・予備2回線受電    |
| カ 自家発電設備     | あり(非常用、系統連系用) |
| キ 蓄熱設備       | なし            |

### (2) 契約電力等

|        |               |
|--------|---------------|
| ア 契約電力 | 常時 5,100キロワット |
|        | 予備 5,100キロワット |

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。)

また、予備電力は常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。)

|         |                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| イ 予定電力量 | 29,705,000キロワット時(詳細は別紙のとおり。<br>なお、予定使用電力量は確約する使用電力量ではないので増減を生じる可能性がある。) |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|

### (3) 電力量等の検針

|             |                                                                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 自動検針装置    | 有                                                                                                             |
| イ 電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針                                                                                                        |
| ウ 計量器の構成    | 電力需給用複合計器(通信機能付、精密級)<br>交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 50ヘルツ<br>パルス定数 50,000パルス/キロワット時<br>P C T 66,000/110ボルト 200/5アンペア |

### (4) 需給地点

需要場所における千葉県の施設した縮小型受電設備の終端接続部接続端子と地域を管轄する東京電力パワーグリッド株式会社の施設した終端接続部接続端子との接続点

(5) 電気工作物の財産分界点  
上記需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点  
上記需給地点に同じ

## 5 その他

(1) 非常用自家発電装置を次のとおり 1 台設置している。  
3,500 キロボルトアンペア 1 台

(2) 系統連系する自家発電装置を次のとおり 1 台設置している。  
太陽光発電設備 3キロワット 1 台

(3) 使用期間中力率 100 パーセントを保持する予定である。

(4) 契約の履行のため、千葉県所有の土地を使用して設備を設置し、又は千葉県所有の施設を使用する場合は千葉県の承認を得た上で無償で使用する事ができる。

(5) 各月における使用電力量を翌月初旬に電気使用量報告書（別紙2）により報告を求めることがある。

(6) 消費税率の変更について

資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）の変更により、契約単価に変更が生じる部分については、後日、変更契約を締結する予定である。このため、契約希望金額の算出に当たっては、実際に適用される見込みの消費税率にかかわらず、この課税取引の全体に消費税率8パーセントが適用されるものとして算出すること。